

平成 29 年度科学研究費助成事業における補助条件等の主な変更点について

1. 「科学研究費助成事業－科研費－特別研究員奨励費（外国人特別研究員）研究者使用ルール（補助条件）」の主な変更点

平成 28 年度	平成 29 年度
<p>1 総則</p> <p>(略)</p> <p>2 直接経費の使用</p> <p>(略)</p> <p>【直接経費の各費目に対象となる経費】</p> <p>2-2 直接経費の各費目の対象となる経費は、以下のとおりとする。</p> <p>物品費 物品を購入するための経費 旅費 研究代表者、研究分担者及び研究協力者の海外・国内出張（資料収集、各種調査、研究の打合せ、研究の成果発表等）のための経費（交通費、宿泊費、日当）（ただし、外国人特別研究員に対し日当を支払うことはできない。）</p> <p>人件費・謝金 資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配付・回収、研究資料の収集等を行う研究協力者（ポストドクター・リサーチアシスタント（RA）・外国の機関に所属する研究者等）に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費</p> <p>その他 上記のほか当該研究を遂行するための経費（例：印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費、研究実施場所借り上げ費（研究機関の施設において補助事業の遂行が困難な場合に限る）、会議費（会場借料、食事（アルコール類を除く）費用等）、</p>	<p>1 総則</p> <p>(略)</p> <p>2 直接経費の使用</p> <p>(略)</p> <p>【直接経費の各費目<u>に</u>の対象となる経費】</p> <p>2-2 直接経費（<u>補助事業の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。）</u>）の各費目の対象となる経費の例は、以下のとおりと<u>する</u>。</p> <p>物品費 物品を購入するための経費 旅費 研究代表者、研究分担者及び研究協力者の海外・国内出張（資料収集、各種調査、研究の打合せ、研究の成果発表等）のための経費（交通費、宿泊費、日当）（ただし、外国人特別研究員に対し日当を支払うことはできない。）<u>等</u></p> <p>人件費・謝金 資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配付・回収、研究資料の収集等を行う研究協力者（ポストドクター・リサーチアシスタント（RA）・外国の機関に所属する研究者等）に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費<u>等</u></p> <p>その他 上記のほか当該研究を遂行するための経費（例：印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費、研究実施場所借り上げ費（研究機関の施設において補助事業の遂行が困難な場合に</p>

<p>リース・レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器・器具等）、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ホームページ作成費用、研究成果広報費用パンフレット作成費用、一般市民を対象とした研究成果広報活動費用等）、実験廃棄物処理費）</p> <p>(略)</p>	<p>限る）、会議費（会場借料、食事（アルコール類を除く）費用等）、リース・レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器・器具等）、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ホームページ作成費用、研究成果広報費用パンフレット作成費用、一般市民を対象とした研究成果広報活動費用等）、実験廃棄物処理費）等</p> <p>(略)</p>
<p>3 補助事業を変更する上で必要な手続(交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等)</p> <p>(略)</p>	<p>3 補助事業を変更する上で必要な手続(交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等)</p> <p>(略)</p>
<p>3-8 日本学術振興会の外国人特別研究員という研究分担者としての応募資格を有しなくなる研究分担者が、それまで研究に従事していた研究機関において「平成28年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領(特別推進研究、基盤研究(S・A・B・C)、挑戦的萌芽研究、若手研究(A・B))」及び「平成28年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領(研究活動スタート支援)」に定める応募資格を有する研究者となる場合であって、当該研究分担者が当該年度の補助金の使用を希望する場合には、研究代表者は、様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。</p>	<p>3-8 日本学術振興会の外国人特別研究員という研究分担者としての応募資格を有しなくなる研究分担者が、それまで研究に従事していた研究機関において「平成29年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領(特別推進研究、基盤研究(S・A・B・C)、挑戦的萌芽研究(開拓・萌芽)、若手研究(A・B))」及び「平成29年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領(研究活動スタート支援)」に定める応募資格を有する研究者となる場合であって、当該研究分担者が当該年度の補助金の使用を希望する場合には、研究代表者は、様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。</p>
<p>3-9 日本学術振興会の外国人特別研究員という研究分担者としての応募資格を有しなくなる研究分担者が、それまで研究に従事していた研究機関以外の研究機関において「平成28年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領(特別推進研究、基盤研究(S・A・B・C)、挑戦的萌芽研究、若手研究(A・B))」及び「平成28年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領(研究活動スタート支援)」に定める応募資格を有する研究者とな</p>	<p>3-9 日本学術振興会の外国人特別研究員という研究分担者としての応募資格を有しなくなる研究分担者が、それまで研究に従事していた研究機関以外の研究機関において「平成29年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領(特別推進研究、基盤研究(S・A・B・C)、挑戦的萌芽研究(開拓・萌芽)、若手研究(A・B))」及び「平成29年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領(研究活動スタート支援)」に定める応募資格を有</p>

る場合であつて、当該研究分担者が当該年度の補助金の使用を希望する場合には、研究代表者は、様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。また、新たな研究代表者は、様式C-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会に届け出なければならない。

(略)

4 実績の報告

(略)

5 研究成果報告書等の提出

(略)

6 研究成果の発表

(略)

7 その他

(略)

【研究機関が実施する研究倫理教育の受講等】

7-2 研究代表者及び研究分担者は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、研究機関が実施する研究倫理教育の受講等をしなければならない。

【人権の保護及び法令等の遵守】

7-3 研究代表者及び研究分担者が行う研究計

する研究者となる場合であつて、当該研究分担者が当該年度の補助金の使用を希望する場合には、研究代表者は、様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。また、新たな研究代表者は、様式C-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会に届け出なければならない。

(略)

4 実績の報告

(略)

5 研究成果報告書等の提出

(略)

6 研究成果の発表

(略)

7 その他

(略)

~~【研究機関が実施する研究倫理教育の受講等】~~

~~7-2 研究代表者及び研究分担者は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、研究機関が実施する研究倫理教育の受講等をしなければならない。~~

【研究遂行状況の報告】

7-2 研究代表者及び研究分担者は、文部科学省又は日本学術振興会から補助事業の遂行の状況等に関する報告を求められた場合には、その状況について報告しなければならない。

【人権の保護及び法令等の遵守】

7-3 研究代表者及び研究分担者は、補助事業

画に、社会的コンセンサスが必要とされている研究、個人情報~~の取扱いに配慮する必要がある研究~~及び生命倫理・安全対策に対する取組が必要とされている研究など関連する法令等を遵守しなければ行うことができない研究を含む場合には、研究代表者及び研究分担者は、当該研究を、関連する法令等に基づき実施しなければならない。

(略)

~~の遂行に当たり、が行う研究計画に、社会的コンセンサスが必要とされている研究、個人情報の取扱いに配慮する必要がある研究及び生命倫理・安全対策に対する取組が必要とされている研究など~~以下のような関連する法令等を遵守しなければ行うことができない研究を実施する含む場合には、~~研究代表者及び研究分担者は、当該研究を、~~関連する法令等に基づき当該補助事業を実施しなければならない。

- ・社会的コンセンサス（関係者の同意・協力）を得る必要がある場合
- ・個人情報の取扱いに配慮する必要がある場合（個人情報の守秘、人権の保護等）
- ・生命倫理・安全対策に取り組む必要がある場合（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、遺伝子組み換え実験を含む研究を実施する場合等）
- ・外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき規制されている技術の非居住者若しくは外国への提供（記録媒体等での持ち出し、電子メールでの送信も含む）又は貨物の輸出をしようとする場合等

(略)

2. 「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」の主な変更点

平成28年度	平成29年度
<p>独立行政法人日本学術振興会（以下、「日本学術振興会」という。）が取り扱う平成28年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金（「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「基盤研究（S）」、「基盤研究（A）」、「基盤研究（B）」（平成24年度から平成26年度に採択された研究課題及び平成27年度以降に採択された審査区分「特設分野研究」の研究課題を除く。）、「基盤研究（C）」（平成22年度以前に採択された研究課題。）、「若手研究（A）」（平成24年度から平成26年度に採択された研究課題を除く。）、「若手研究（B）」（平成22年度以前に採択された研究課題。）、「研究活動スタート支援」、「特別研究促進費」、「特別研究員奨励費」、「研究成果公開促進費（学術図書）」及び「研究成果公開促進費（データベース）」）の使用について各研究機関が行うべき事務等は次のとおりとする。なお、本規程に定めのない事項については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等を踏まえ、各研究機関が定める規程等に従って適切に行うものとする。</p>	<p>独立行政法人日本学術振興会（以下、「日本学術振興会」という。）が取り扱う平成298年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金（「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「基盤研究（S）」、「基盤研究（A）」、「基盤研究（B）」（平成24年度から平成26年度に採択された研究課題及び平成27年度以降に採択された審査区分「特設分野研究」の研究課題を除く。）、「基盤研究（C）」（平成22年度以前に採択された研究課題。）」、「<u>挑戦的研究（開拓）</u>」、「若手研究（A）」（平成24年度から平成26年度に採択された研究課題を除く。）、「若手研究（B）」（平成22年度以前に採択された研究課題。）」、「研究活動スタート支援」、「特別研究促進費」（平成28年度以前に採択された研究課題）、「特別研究員奨励費」、「研究成果公開促進費（学術図書）」及び「研究成果公開促進費（データベース）」）の使用について各研究機関が行うべき事務等は次のとおりとする。なお、本規程に定めのない事項については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等を踏まえ、各研究機関が定める規程等に従って適切に行うものとする。</p>
<p>1 申請資格の確認</p>	<p>1 申請資格の確認</p>
<p>1-1 交付申請書又は支払請求書（以下、「交付申請書等」という。）に記載された研究代表者（「研究成果公開促進費（学術図書）」及び「研究成果公開促進費（データベース）」にあつては「代表者」と読み替えるものとする。以下同じ。）及び研究分担者が、交付申請又は支払請求の時点において、以下の公募要領等に定める応募資格を有する者であることを確認すること。</p> <p>① 特別推進研究、基盤研究、若手研究 平成28年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（特別推進研究、基盤研究（S・A・B・C）、挑戦的萌芽研究、若手研究（A・B））</p> <p>② 新学術領域研究（研究領域提案型）、特別研究促進費 平成28年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（科学研究費補助金）（新学術領域研究・特別研究促進費）</p>	<p>1-1 交付申請書又は支払請求書（以下、「交付申請書等」という。）に記載された研究代表者（「研究成果公開促進費（学術図書）」及び「研究成果公開促進費（データベース）」にあつては「代表者」と読み替えるものとする。以下同じ。）及び研究分担者が、交付申請又は支払請求の時点において、以下の公募要領等に定める応募資格を有する者であることを確認すること。</p> <p>① 特別推進研究、基盤研究、<u>挑戦的研究</u>、若手研究 平成298年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（特別推進研究、基盤研究（S・A・B・C）、<u>挑戦的萌芽研究（開拓・萌芽）</u>、若手研究（A・B））</p> <p>② 新学術領域研究（研究領域提案型）、特別研究促進費 平成298年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（科学研究費補助金）（新学術領域研究・特別研究促進費）</p>

- ③ 研究活動スタート支援
平成28年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（研究活動スタート支援）
- ④ 特別研究員奨励費
平成28年度科学研究費助成事業－科研費－募集要領（特別研究費奨励費）【特別研究員】又は平成28年度科学研究費助成事業－科研費－募集要領（特別研究員奨励費）【外国人特別研究員】
- ⑤ 研究成果公開促進費（学術図書）、研究成果公開促進費（データベース）
平成28年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（科学研究費補助金）（研究成果公開促進費）

(略)

2 研究代表者及び研究分担者との関係に関する定め

(略)

3 研究機関が行う事務の内容

(略)

【費目別の収支管理】

3-7 「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「基盤研究」、「若手研究」、「研究活動スタート支援」、「特別研究促進費」及び「特別研究員奨励費」に係る直接経費の収支管理は、様式B-1「収支簿」（「特別推進研究（平成27年度以前に採択された研究課題）」にあつては「様式B」は「様式BK」、「様式C」は「様式CK」と読み替えるものとする。以下同じ。）を用いて、以下の費目ごとに行うこと。

物品費 旅費	物品を購入するための経費 研究代表者、研究分担者、連携研究者及び研究協力者の海外・国内出張（資料収集、各種調査、研究の打合せ、研究の成果発表等）のための経
-----------	--

- ③ 研究活動スタート支援
平成29年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（研究活動スタート支援）
- ④ 特別研究員奨励費
平成29年度科学研究費助成事業－科研費－募集要領（特別研究費奨励費）【特別研究員】又は平成29年度科学研究費助成事業－科研費－募集要領（特別研究員奨励費）【外国人特別研究員】
- ⑤ 研究成果公開促進費（学術図書）、研究成果公開促進費（データベース）
平成29年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（科学研究費補助金）（研究成果公開促進費）

(略)

2 研究代表者及び研究分担者との関係に関する定め

(略)

3 研究機関が行う事務の内容

(略)

【費目別の収支管理】

3-7 直接経費（補助事業の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。））の各費目の対象となる経費の例は、以下のとおり。「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「基盤研究」、「挑戦的研究」、「若手研究」、「研究活動スタート支援」、「特別研究促進費」及び「特別研究員奨励費」に係る直接経費の収支管理は、様式B-1「収支簿」（「特別推進研究（平成27年度以前に採択された研究課題）」にあつては「様式B」は「様式BK」、「様式C」は「様式CK」と読み替えるものとする。以下同じ。）を用いて、以下の費目ごとに行うこと。

物品費 旅費	物品を購入するための経費 研究代表者、研究分担者、連携研究者及び研究協力者の海外・国内出張（資料収集、各種調査、研究の打合せ、研究の成果発表等）の
-----------	--

<p>費（交通費、宿泊費、日当） （ただし、外国人特別研究員 に対して日当を支払うこと はできない。）</p> <p>人件費・謝金 資料整理、実験補助、翻訳・ 校閲、専門的知識の提供、 アンケートの配付・回収、 研究資料の収集等を行う研 究協力者（ポストドクタ ー・リサーチアシスタント （R A）・外国の機関に所属 する研究者等）に係る謝金、 報酬、賃金、給与、労働者 派遣業者への支払いのため の経費</p> <p>その他 上記のほか当該研究を遂行 するための経費（例：印刷費、 複写費、現像・焼付費、通信 費（切手、電話等）、運搬費、 研究実施場所借り上げ費（研 究機関の施設において補助 事業の遂行が困難な場合に 限る）、会議費（会場借料、 食事（アルコール類を除く） 費用等）、リース・レンタル 費用（コンピュータ、自動車、 実験機器・器具等）、機器修 理費用、旅費以外の交通費、 研究成果発表費用（学会誌投 稿料、ホームページ作成費 用、研究成果広報用パンフレ ット作成費用、一般市民を対 象とした研究成果広報活動 費用等）、実験廃棄物処理費）</p>	<p>ための経費（交通費、宿泊 費、日当）（ただし、外国 人特別研究員に対して日当 を支払うことはできない。） <u>等</u></p> <p>人件費・謝金 資料整理、実験補助、翻訳・ 校閲、専門的知識の提供、 アンケートの配付・回収、 研究資料の収集等を行う研 究協力者（ポストドクタ ー・リサーチアシスタント （R A）・外国の機関に所 属する研究者等）に係る謝 金、報酬、賃金、給与、労 働者派遣業者への支払いの ための経費<u>等</u></p> <p>その他 上記のほか当該研究を遂行 するための経費（例：印刷費、 複写費、現像・焼付費、通信 費（切手、電話等）、運搬費、 研究実施場所借り上げ費（研 究機関の施設において補助 事業の遂行が困難な場合に 限る）、会議費（会場借料、 食事（アルコール類を除く） 費用等）、リース・レンタル 費用（コンピュータ、自動車、 実験機器・器具等）、機器修 理費用、旅費以外の交通費、 研究成果発表費用（学会誌投 稿料、ホームページ作成費 用、研究成果広報用パンフレ ット作成費用、一般市民を対 象とした研究成果広報活動 費用等）、実験廃棄物処理費） <u>等</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>3-9 「研究成果公開促進費（データベース）」 に係る直接経費の収支管理は、様式B-5 1-4「収支簿（研究成果公開促進費「デ ータベース）」を用いて、以下の費目ごと に行うこと。</p> <p>物品費（消耗品費） データベース作成のための入力作業 に伴い必要となる消耗品（設備、備品 は含まない。）を購入するための経費</p>	<p>3-9 <u>直接経費（補助事業の遂行に必要な経費 （研究成果の取りまとめに必要な経費を含 む。））</u>の各費目の対象となる経費の例は、 <u>以下のとおり。</u>「研究成果公開促進費（デー タベース）」に係る直接経費の収支管理は、 様式B-5 1-4「収支簿（研究成果公開促 進費「データベース）」を用いて、以下の 費目ごとに行うこと。</p> <p>物品費（消耗品費） データベース作成のための入力作業に 伴い必要となる消耗品（設備、備品は 含まない。）を購入するための経費</p>

旅費（国内連絡旅費）

作成協力者等の国内出張（データベース作成に係る連絡、打合せ等）のための経費（交通費、宿泊費、日当）。ただし、支出は10万円程度までとする

人件費・謝金（入力作業協力に対する謝金等）

データベース作成のための入力作業（データ記入、修正・追加・確認、変換・入力、照合・修正）を行う者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費（雇用契約を行う場合は、研究機関が契約の当事者となること）

その他（入力作業委託費）

データベース作成のための入力作業（データ記入、修正・追加・確認、変換・入力、照合・修正）に係る委託業者等への支払いのための経費

（CD-ROM 又は DVD-ROM 等作成委託費）

データベースの公開（配付）のため CD-ROM 又は DVD-ROM 等を作成する場合の CD-ROM 又は DVD-ROM 等作成業者への支払いのための経費（マスター作成代、ディスク代、製版代に限る。）

（著作権使用料）

データベース作成及び公開のため使用するデータに著作権法上の複製権や公衆送信権等の権利が働いている場合の対価（使用料）に係る著作権者への支払いのための経費

（その他）

上記のほか当該データベースを作成するための経費のうち、複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費等

（略）

【使用の制限】

3-12 「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「基盤研究」、「若手研究」、「研究活動スタート支援」、「特別研究促進費」及び「特別研究員奨励費」の直接経費は、次の費用として使用しないこと。

- ① 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより

旅費（国内連絡旅費）

作成協力者等の国内出張（データベース作成に係る連絡、打合せ等）のための経費（交通費、宿泊費、日当等）。ただし、支出は10万円程度までとする

人件費・謝金（入力作業協力に対する謝金等）

データベース作成のための入力作業（データ記入、修正・追加・確認、変換・入力、照合・修正等）を行う者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費（雇用契約を行う場合は、研究機関が契約の当事者となること）

その他（入力作業委託費）

データベース作成のための入力作業（データ記入、修正・追加・確認、変換・入力、照合・修正等）に係る委託業者等への支払いのための経費

（CD-ROM 又は DVD-ROM 等作成委託費）

データベースの公開（配付）のため CD-ROM 又は DVD-ROM 等を作成する場合の CD-ROM 又は DVD-ROM 等作成業者への支払いのための経費（マスター作成代、ディスク代、製版代に限る。）

（著作権使用料）

データベース作成及び公開のため使用するデータに著作権法上の複製権や公衆送信権等の権利が働いている場合の対価（使用料）に係る著作権者への支払いのための経費

（その他）

上記のほか当該データベースを作成するための経費のうち、複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費等

（略）

【使用の制限】

3-12 「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「基盤研究」、「挑戦的研究」、「若手研究」、「研究活動スタート支援」、「特別研究促進費」及び「特別研究員奨励費」の直接経費は、次の費用として使用しないこと。

- ① 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより

必要となる軽微な据付等のための経費を除く。)

- ② 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ③ 研究代表者又は研究分担者の人件費・謝金
- ④ その他、間接経費を使用することが適切な経費

(略)

【交付申請書の記載内容の変更に係る手続】

3-21 「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「基盤研究」、「若手研究」、「研究活動スタート支援」、「特別研究促進費」及び「特別研究員奨励費」に係る次の手続を行うこと。

(略)

⑧研究代表者の交替

「新学術領域研究（研究領域提案型）」の計画研究（総括班研究課題に限る。）及び生命科学系3分野支援活動の研究代表者が応募資格を有しなくなる場合において、研究代表者の交替（補助事業の研究分担者又は連携研究者に交替する場合に限る。）により補助事業の継続を希望する場合、又は応募資格の喪失以外のやむを得ない事由により、研究代表者を交替（補助事業の研究分担者又は連携研究者に交替する場合に限る。）しようとする場合には、科学技術・学術審議会における審査を経たうえで、当該研究代表者が新たに研究代表者となる者の意思を確認のうえ作成する様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。その際、研究分担者又は連携研究者が、他の研究機関に所属する研究者と研究代表者を交替して新たな研究代表者となった場合には、新たな研究代表者が作成する様式C-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会への届出を行うこと。

「新学術領域研究（研究領域提案型）」の計画研究及び生命科学系3分野支援活動の研究代表者が欠けた場合であって、研究分担者及び連携研究者がその総意により、

より必要となる軽微な据付等のための経費を除く。)

- ② 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ③ 研究代表者又は研究分担者の人件費・謝金
- ④ その他、間接経費を使用することが適切な経費

(略)

【交付申請書の記載内容の変更に係る手続】

3-21 「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「基盤研究」、「挑戦的研究」、「若手研究」、「研究活動スタート支援」、「特別研究促進費」及び「特別研究員奨励費」に係る次の手続を行うこと。

(略)

⑧研究代表者の交替

「新学術領域研究（研究領域提案型）」の計画研究（総括班研究課題に限る。）~~及び生命科学系3分野支援活動~~の研究代表者が応募資格を有しなくなる場合において、研究代表者の交替（補助事業の研究分担者又は連携研究者に交替する場合に限る。）により補助事業の継続を希望する場合、又は応募資格の喪失以外のやむを得ない事由により、研究代表者を交替（補助事業の研究分担者又は連携研究者に交替する場合に限る。）しようとする場合には、科学技術・学術審議会における審査を経たうえで、当該研究代表者が新たに研究代表者となる者の意思を確認のうえ作成する様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。その際、研究分担者又は連携研究者が、他の研究機関に所属する研究者と研究代表者を交替して新たな研究代表者となった場合には、新たな研究代表者が作成する様式C-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会への届出を行うこと。

「新学術領域研究（研究領域提案型）」の計画研究~~及び生命科学系3分野支援活動~~の研究代表者が欠けた場合であって、

研究代表者を交替(補助事業の研究分担者又は連携研究者に交替する場合に限る。)して補助事業の継続を希望する場合には、科学技術・学術審議会における審査を経たうえで、様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。その際、研究分担者又は連携研究者が、他の研究機関に所属する研究者から研究代表者を交替して、新たな研究代表者となった場合には、新たな研究代表者が作成する様式C-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会への届出を行うこと。

(略)

研究分担者及び連携研究者がその総意により、研究代表者を交替(補助事業の研究分担者又は連携研究者に交替する場合に限る。)して補助事業の継続を希望する場合には、科学技術・学術審議会における審査を経たうえで、様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。その際、研究分担者又は連携研究者が、他の研究機関に所属する研究者から研究代表者を交替して、新たな研究代表者となった場合には、新たな研究代表者が作成する様式C-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会への届出を行うこと。

(略)

⑫ 病気を理由とした特別研究員の採用中断による「特別研究員奨励費(特別研究員)」の中断

「特別研究員奨励費(特別研究員)」の研究代表者が、病気を理由とした特別研究員の採用の中断により「特別研究員奨励費(特別研究員)」の研究を中断し、未使用の補助金について翌年度以降の特別研究員の採用の中断の終了後に再交付を受けることを希望する場合に、原則、病気を理由とした特別研究員の採用の中断の前に、当該研究代表者が作成する様式C-13-3「病気を理由とする特別研究員の採用の中断に伴う研究中断承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、中断のときまでの補助事業について、中断の承認を受けた後、30日以内に、当該研究代表者が作成する様式C-6「実績報告書(収支決算報告書)」(様式B-3「収支決算報告書(表紙)」を添える。)及び様式C-7-1「実績報告書(研究実績報告書)」(様式B-4「研究実績報告書(表紙)」を添える。)を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

(略)

⑭病気を理由とした特別研究員の採用中断による「特別研究員奨励費(特別研究員)」

の中断に伴う研究期間の延長

「特別研究員奨励費（特別研究員）」の研究代表者が、病気を理由とした特別研究員の採用の中断により「特別研究員奨励費（特別研究員）」の研究を中断し、かつ年度内に研究を再開した場合であって、翌年度以降の研究実施計画の変更に伴い、研究期間の延長を希望する場合には、研究を再開する前に当該研究代表者が作成する様式C-13-4「病気を理由とした特別研究員の採用の中断に伴う研究期間延長承認申請書」により平成30年3月1日までに申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。

(略)

【実績報告等に係る手続】

3-24 「特別推進研究」「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「基盤研究」、「挑戦的研究」、「若手研究」、「研究活動スタート支援」、「特別研究促進費」及び「特別研究員奨励費」に係る次の手続を行うこと。

(略)

【研究成果報告に係る手続】

3-28 「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「基盤研究」、「挑戦的研究」、「若手研究」、「研究活動スタート支援」、「特別研究促進費」及び「特別研究員奨励費」に係る次の手続を行うこと。

①研究成果報告書等の提出

「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」の計画研究及び生命科学系3分野支援活動、「基盤研究」、「挑戦的研究」、「若手研究」、「研究活動スタート支援」及び「特別研究促進費」の研究課題について、研究計画の最終年度の翌年度の6月30日までに、研究代表者が作成する、様式C-19「研究成果報告書」により日本学術振興会に成果報告を行うこと。

特段の理由があつて上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、研究代表者が作成する様式C

【実績報告等に係る手続】

3-24 「特別推進研究」「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「基盤研究」、「若手研究」、「研究活動スタート支援」、「特別研究促進費」及び「特別研究員奨励費」に係る次の手続を行うこと。

(略)

【研究成果報告に係る手続】

3-28 「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「基盤研究」、「若手研究」、「研究活動スタート支援」、「特別研究促進費」及び「特別研究員奨励費」に係る次の手続を行うこと。

①研究成果報告書等の提出

「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」の計画研究及び生命科学系3分野支援活動、「基盤研究」、「若手研究」、「研究活動スタート支援」及び「特別研究促進費」の研究課題について、研究計画の最終年度の翌年度の6月30日までに、研究代表者が作成する、様式C-19「研究成果報告書」により日本学術振興会に成果報告を行うこと。

上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、研究代表者が作成する様式C-21「研究経過報告書」を日本学術振興会に提出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに、研

究代表者が作成する研究成果報告書により日本学術振興会に成果報告を行うこと。

研究計画最終年度前年度の応募研究課題が採択されたことに伴い、辞退又は廃止することとなった最終年度に当たる研究課題の研究の成果については、研究代表者が作成する様式C-19「研究成果報告書」により、日本学術振興会に成果報告（提出期限は、辞退又は廃止することとなった研究課題の最終年度の翌年度の6月30日まで）を行うこと。

(略)

- ③ 「新学術領域研究（研究領域提案型）」に係る研究成果報告書（研究領域）等の提出

研究領域の研究期間終了後又は「成果取りまとめ」の研究課題の研究終了後の翌年度の6月30日までに、領域代表者（総括班研究課題及び生命科学系3分野支援活動の研究代表者）が、研究領域内の各研究課題（公募研究を含む。）の補助事業の成果を取りまとめた上で作成する、様式C-18「研究成果報告書（研究領域）」（様式B-12「新学術領域研究（研究領域提案型）研究成果報告書等提出届」を添える。）により、日本学術振興会に成果報告を行うこと（様式C-18「研究成果報告書（研究領域）」は、電子データで提供すること。）。上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、領域代表者が作成する、様式C-23「研究成果報告書提出延期届」（様式B-12「新学術領域研究（研究領域提案型）研究成果報告書等提出届」を添える。）を日本学術振興会に提出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに、領域代表者が作成する、上記報告書等により日本学術振興会に成果報告及び届出を行うこと。

(略)

ー21「研究経過報告書」を日本学術振興会に提出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに、研究代表者が作成する研究成果報告書により日本学術振興会に成果報告を行うこと。

研究計画最終年度前年度の応募研究課題が採択されたことに伴い、辞退又は廃止することとなった最終年度に当たる研究課題の研究の成果については、研究代表者が作成する様式C-19「研究成果報告書」により、日本学術振興会に成果報告（提出期限は、辞退又は廃止することとなった研究課題の最終年度の翌年度の6月30日まで）を行うこと。

(略)

- ③ 「新学術領域研究（研究領域提案型）」に係る研究成果報告書（研究領域）等の提出

研究領域の研究期間終了後又は「成果取りまとめ」の研究課題の研究終了後の翌年度の6月30日までに、領域代表者（総括班研究課題及び~~生命科学系3分野支援活動~~の研究代表者）が、研究領域内の各研究課題（公募研究を含む。）の補助事業の成果を取りまとめた上で作成する、様式C-18「研究成果報告書（研究領域）」（様式B-12「新学術領域研究（研究領域提案型）研究成果報告書等提出届」を添える。）により、日本学術振興会に成果報告を行うこと（様式C-18「研究成果報告書（研究領域）」は、電子データで提供すること。）。特段の理由があつて上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、領域代表者が作成する、様式C-23「研究成果報告書提出延期届」（様式B-12「新学術領域研究（研究領域提案型）研究成果報告書等提出届」を添える。）を日本学術振興会に提出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに、領域代表者が作成する、上記報告書等により日本学術振興会に成果報告及び届出を行うこと。

(略)

<p>4 適正な使用の確保</p> <p>(略)</p> <p>5 研究活動における不正行為への対応</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>【研究倫理教育の実施】</p> <p>5-6 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づいて、科研費による研究活動に関わる者を対象に研究倫理教育を実施すること。</p> <p>6 人権保護及び法令等の遵守に係る事務</p> <p>研究代表者又は研究分担者が、社会的コンセンサスが必要とされている研究、個人情報 の取扱いに配慮する必要がある研究及び生命倫理・安全対策に対する取組が必要とされて</p>	<p>4 適正な使用の確保</p> <p>(略)</p> <p>5 研究活動における不正行為への対応</p> <p>(略)</p> <p><u>【研究活動の不正行為への対応に係る取組状況等の報告】</u></p> <p><u>5-2 各年度の応募の際に、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」を文部科学省に提出すること。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>6 コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施</u></p> <p><u>5-6 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、科研費による研究活動に関わる全ての構成員（研究者、事務職員、技術職員およびその他関連する者）に対して、コンプライアンス教育を実施し、受講状況等を把握すること。</u></p> <p>また、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づいて、科研費による研究活動に関わる研究者を対象に研究倫理教育を実施すること。</p> <p><u>7 その他 6 人権保護及び法令等の遵守に係る事務</u></p> <p><u>【研究遂行状況の報告】</u></p> <p><u>7-1 文部科学省又は日本学術振興会から、研究代表者及び研究分担者の補助事業の遂行の状況等に関する報告を求められた場合、必要な協力等を行うこと。</u></p> <p>【人権保護及び法令等の遵守に係る事務】</p> <p><u>7-2 研究代表者又は研究分担者が、補助事業の遂行に当たり、社会的コンセンサスが必要とされている研究、個人情報の取扱いに配慮する必要がある研究、及び生</u></p>
--	--

いる研究等を実施する場合に行うこととされている、関連する法令等に基づく文部科学省等関係府省庁等への届出等に関する事務を行うこと。

(略)

命倫理・安全対策に対する取組が必要とされている研究等を実施する場合に行うこととされている、以下のような関連する法令等を遵守しなければ行うことができない研究を実施する場合には、関連する法令等に基づく文部科学省等関係府省庁等への届出等に関する事務を行うこと。

- ・社会的コンセンサス（関係者の同意・協力）を得る必要がある場合
- ・個人情報の取扱いに配慮する必要がある場合（個人情報の守秘、人権の保護等）
- ・生命倫理・安全対策に取り組む必要がある場合（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、遺伝子組み換え実験を含む研究を実施する場合等）
- ・外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき規制されている技術の非居住者若しくは外国への提供（記録媒体等での持ち出し、電子メールでの送信も含む）又は貨物の輸出をしようとする場合 等

(略)